守山市監査委員告示第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第５項の規定に基づき執行した令和６年度工事監査結果を同条第９項の規定により別添のとおり公表する。

令和７年３月31日

守山市監査委員　馬　場　　章
守山市監査委員　森　　貴　尉

随時監査（工事監査）結果報告書

１　対象工事名

守山市新庁舎車庫棟整備工事

２　工事担当課等

総務部施設整備課

３　実施日

令和７年１月24日（金）

４　実施場所

監査委員室および守山市吉身二丁目地先

５　監査方法

守山市監査委員監査基準に準拠し、守山市工事監査実施要綱に基づき、協同組合総合技術士連合に対し技術士の派遣を要請し、起工、設計、積算、契約等にかかる文書および現場関係書類ならびに現場の施工状況が適正かつ適切であるかについて、監査委員立会いのもと、次の方法により調査を行い、その報告を受けた。

(1) 書面監査

起工、設計、積算、契約等および施工方法、施工管理等の関係書類の提出を求め、関係人の説明を受け、調査を行った。

(2) 現場監査

工事現場において、施工管理や安全管理、施工精度や出来栄えなどについて、関係人の説明を受け、調査を行った。

６　監査結果

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査のうちから、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。質疑に関する回答（口頭及び資料による）は必要かつ十分なものであった。技術調査の結果、工事全般に関する是正事項や瑕疵は認められず、問題ないものと判断する。

施工者が作成した、施工計画書にはページが記載されていないこと、「リスクアセスメントを含む作業手順書」が確認できなかったことなど改善すべき点がある。

現場の施工状況については、安全看板類が整然と掲示されていること、資材や道具の整理整頓が行き届いており、他の現場の模範となるレベルである。

なお、当日口頭にて指導された軽易な事項等については、記述を省略する。

(1) 工事概要等について

ア　整備目的（基本計画、全体計画およびそれらに対する当該工事の位置付け）

旧庁舎は、耐震性の不足、福祉部門が本庁舎とすこやかセンターに分散し、市民

の利便性が悪いこと、人口増加に伴う業務量と職員数の増加により建物が著しく狭隘となっている等、多くの問題を抱えていた。

これらを解決するために、敷地内での新庁舎建替えを実施するべく、平成31年３月に「守山市新庁舎整備基本計画」を策定、令和２年６月に基本設計を完了した。これを基に新庁舎整備事業を進めている。

基本計画（基本設計）を基に庁舎本体工事はＤＢ事業（実施設計および工事施工）として整備を行い、本体工事完成後の旧庁舎解体工事（令和５年度）、付帯施設・外構整備工事（令和６年度、令和７年度）は地元の事業者による整備を進めている。

当該工事は、その中で庁舎として必要な機能であるバス車庫、倉庫およびゴミ集積施設の機能を整備する工事である。

イ　工事内容

車庫棟（バス車庫、倉庫、ごみ置き場、詰所）の新築

・延床面積276.25㎡

・喫煙所の新築：6.17㎡

・車庫棟周囲の外構、駐車場整備　一式

ウ　工事請負業者および工事請負額

(ｱ) 請負業者　三陽建設株式会社

(ｲ) 請負金額　124,960,000円

エ　設計・監理業務委託業者

(ｱ) 設計　株式会社竹中工務店

(ｲ) 監理　隈・安井設計共同企業体

代表構成員　株式会社隈研吾建築都市設計事務所

構成員　株式会社安井建築設計事務所

オ　工事期間

令和６年６月10日から令和７年３月21日まで

カ　進捗状況

70.0％（令和６年12月16日現在）

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

技術士から、今後に向けて改善、留意および検討すべきものとして、次のとおり報告があったので、今後の参考とされたい。

ア　施工者の書類の確認

総合施工計画書、現場代理人及び主任技術者届、工事着手届、予定工程表、などの書類を確認した。本工事施工に必要な書類が整備されている。

なお、施工計画書にページが記載されていないので、改善の余地がある。

イ　安全管理について

工種別施工計画書も含めリスクアセスメントを含んだ作業手順書を当日確認できなかった。現在のところ、リスクアセスメントは努力義務とされているが、工事の安全性を高めるため計画書類に含めるとともに、今後の工事で整備するように施工者に指導をされたい。

以上